

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

- 長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱の一部改正
 - ・救急病院の認定
 - ・漁船損害等補償法に基づく加入区の指定の一部改正（2件）
 - ・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生（4件）
 - ・生産物等の販売に係る収入金の収納事務委託
 - ・道路の供用開始

所管課（室）名
 福 祉 保 健 課
 医 療 政 策 課
 漁 業 振 興 課
 //
 農 業 経 営 課
 道 路 維 持 課

◎ 公 告

- ・落札者等
- ・長崎県家畜商講習会の開催
- ・土地改良区の定款変更の認可（2件）
- ・公開による意見の聴取の実施

農 政 課
 畜 産 課
 農 村 整 備 課
 建 築 課

◎ 教育長公告

- ・県立学校職員（実習助手、寄宿舎指導員）採用選考試験（障害者特別採用選考を含む）の実施

教 育 人 事 課

告 示

長崎県告示第367号

長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の9）の一部を次のように改正し、令和8年度予算に係る補助金等から適用する。

令和8年6月5日

長崎県知事 平田 研

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 長寿社会課関係						別表（第2条関係） 長寿社会課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
	1～19	略					1～19	略			
20	長崎県介護DX化推進補助金	介護事業所における介護テクノロジーの業務全般での導入又は複数	介護業務全般のテクノロジー化や複数の介護事業所等による介護テクノロジーの導入など、生	10分の10以内	略	20	長崎県介護DX化推進補助金	介護事業所において介護テクノロジーを業務全般で導入し、介護DX	介護業務全般のテクノロジー化など、生産性向上に先進的に取り組む事業所が行う機器導入や	5分の4以内	略

		の介護事業所等における介護テクノロジーの導入等により、地域のモデルとなる施設の育成や複数の介護事業所等による生産性向上の取組の推進を図る。	産性向上に先進的に取り組む事業所が行う機器導入や研修等の経費				化を推進する。	研修等の経費		
21～25 略						21～25 略				
26	長崎県介護事業者等経営改善支援補助金	介護事業者等が経営基盤の強化や経営状況の改善に向けた取組を実施する際の支援を行う。	経営診断、経営分析プログラムの受講等に要する経費	5分の4以内	社会福祉法人等					

長崎県告示第368号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき、次のとおり救急病院として認定した。
 令和8年6月5日

長崎県知事 平田 研

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
医療法人二輝会 佐藤病院	諫早市小長井町井崎98番地	令和8年6月2日	令和11年6月1日
宗教法人聖フランシスコ病院会 聖フランシスコ病院	長崎市小峰町9番20号	令和8年6月24日	令和11年6月23日
医療法人済家会 柴田長庚堂病院	島原市中堀町68番地	令和8年6月24日	令和11年6月23日

長崎県告示第369号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づき加入区を指定した告示（昭和35年長崎県告示第607号、昭和61年長崎県告示第117号及び平成30年長崎県告示第613号）の一部を次のように改正する。

令和8年6月5日

長崎県知事 平田 研

表中「|国見加入区 雲仙市国見町のうち神代及び土黒北下原の区域|」及び「|瑞穂加入区 南高来郡瑞穂町の区域|」を削る。

長崎県告示第370号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づき加入区を指定した告示（昭和35年長崎県告示第607号及び昭和61年長崎県告示第117号）の一部を次のように改正する。

令和8年6月5日

長崎県知事 平田 研

表中「 | 小長井町加入区 北高来郡小長井町の区域 | 」を「 | 諫早湾加入区 諫早市小長井町、雲仙市瑞穂町、雲仙市国見町のうち神代及び土黒北下原の区域 | 」に改める。

長崎県告示第371号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和8年6月5日

長崎県知事 平田 研

加入区

琴海町長浦加入区

長崎県告示第372号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和8年6月5日

長崎県知事 平田 研

加入区

琴海町村松加入区

長崎県告示第373号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和8年6月5日

長崎県知事 平田 研

加入区

鴨居瀬加入区

長崎県告示第374号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和8年6月5日

長崎県知事 平田 研

加入区

郷ノ浦町加入区

長崎県告示第375号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、公金の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年6月5日

長崎県知事 平田 研

1 受託者の住所及び名称

(1) 島原市萩原二丁目5192番地1

島原雲仙農業協同組合 代表理事組合長 草野 泰治

(2) 諫早市栗面町174-1

長崎県央農業協同組合 代表理事組合長 里山 耕治

(3) 福岡県太宰府市都府楼南5-15-2

JA全農ミートフーズ 株式会社 九州営業本部 本部長 中村 宏

(4) 諫早市飯盛町佐田870-1

農事組合法人 フレッシュ251 代表理事 道原 悟

2 委託した事務

長崎県立農業大学校において生産された3に掲げる生産物等の販売に係る収入金の収納事務

3 生産物の種類

- (1) 牛
- (2) 野菜、花き、果実
- (3) 牛
- (4) 野菜、果実

4 指定公金事務取扱者の指定日

令和8年4月1日

5 公金収納事務の委託日

令和8年4月1日

6 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

長崎県告示第376号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年6月5日

長崎県知事 平田 研

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 礪石原松尾町停車場線	島原市広高野町甲1432番1地先から 島原市出の川町甲800番1地先まで	令和8年6月5日

公 告

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和8年6月5日

長崎県知事 平田 研

- 1 物品名及び数量
碾茶ライン 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県農林部農政課
〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-895-2919
- 3 調達方法
購入
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和8年5月26日
- 6 落札者
佐賀県嬉野市嬉野町大字吉田甲1436
西九州カワサキ株式会社 代表取締役 山田 治彦
- 7 落札価格（消費税及び地方消費税を含まない。）
113,000,000円
- 8 入札公告日
令和8年4月14日

9 落札方式
最低価格

長崎県家畜商講習会の開催（公告）

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定に基づき、令和8年度家畜商講習会を次のとおり開催する。

令和8年6月5日

長崎県知事 平田 研

1 講習の目的及び対象者

家畜の取引業務に従事するため、家畜商免許を必要とする者に対し、取引の業務に関し必要な知識を習得させる。

2 開催日時

令和8年8月17日（月）午前9時15分から午後5時40分まで

令和8年8月18日（火）午前9時30分から午後5時40分まで

3 開催場所

リモート会場：各農業高校、農業大学校、
県央振興局農業企画課（諫早市永昌東町25-8）
島原振興局農業企画課（島原市西八幡町8509-2）
県北振興局農業企画課（佐世保市吉井町大渡80）
五島振興局農業振興普及課（五島市福江町7-1）
壱岐振興局農業振興普及課（壱岐市芦辺町国分東触678-7）
対馬振興局農業振興普及課（対馬市厳原町宮谷224）

4 講習科目及び時間

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 家畜の取引に関する法令 | 4時間 |
| (2) 家畜の品種及び特徴 | 4時間 |
| (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 | 6時間 |

5 受講申込手続

(1) 提出書類及び受講料

ア 受講申込書

写真（申請前6か月以内に撮影）を所定の欄に貼り付ける。

イ 講習手数料

3,300円（「長崎県電子申請システム」によるオンライン納付又は手数料納付書による納付。別途テキスト代3,700円が必要）

ウ 長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）に係る誓約書

(2) 受講申込書の提出先

住所地を所管する各振興局（農業企画課又は農業振興普及課）、県外在住者にあつては長崎県畜産課へ提出すること。

(3) 提出期限

令和8年7月17日（金）必着

(4) 受講申込書等は、住所地を所管する各振興局（農業企画課又は農業振興普及課）で配布するほか、長崎県のホームページからダウンロードも可能である。

6 講習の特例措置

家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第1条の4第1項ただし書の規定に基づき、獣医師の免許を有する者及び家畜人工授精師の免許を有する者で、講習の特例措置（一部免除）を受ける場合は、獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写しを、受講申込書に添付すること。

7 修了証明書の交付

所定の講習課程の全てを修了した者には、修了証明書を交付する。

8 その他

- (1) 受講の受付は、午前9時15分から9時25分までの間に行い、講習会開始後は受け付けない。
- (2) 受講日当日は、筆記用具を持参すること。

整理番号（オンライン納付後、以下に12桁の整理番号を記入すること。）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【写真添付】

- ・ 申込前6ヶ月以内に撮影したもの
- ・ 上半身、正面、無帽で本人と識別できるもの
- ・ 縦4cm×横3cm程度のもの

家畜商講習会受講申込書

令和 年 月 日

長崎県知事 殿

住 所

電 話 番 号 (- -)

緊 急 時 連 絡 先 (- -)

ふりがな

氏 名

生 年 月 日

家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第2項第1号の規定による講習を受けたいので申し込みます。

（県外の受講希望者： 振興局で受講希望）

注 家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第1条の4第1項ただし書きの規定により講習の特例措置を受ける場合は、家畜商法施行規則（昭和37年農林省令第4号）第4条の各号に掲げる資格（獣医師又は家畜人工授精師）の免許証の写しを別に添付すること。

【畜産課処理欄 No. 】

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和8年3月23日総会議決）を認可した。

令和8年6月5日

長崎県知事 平田 研

土地改良区名 宇良土地改良区
認可年月日 令和8年5月26日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和8年3月18日総会議決）を認可した。

令和8年6月5日

長崎県知事 平田 研

土地改良区名 長田東部土地改良区
認可年月日 令和8年5月26日

公開による意見の聴取の実施（公告）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、同条第1項ただし書の規定による許可をすることについて、公開による意見の聴取を次のとおり実施する。

令和8年6月5日

長崎県知事 平田 研

- 1 意見の聴取の日時 令和8年6月12日（金曜日） 14時00分から
- 2 意見の聴取の場所 鎮西学院大学 ウィルキンス館4階 西山ホール
（〒854-0082 諫早市西栄田町1212-1）
- 3 意見の聴取の対象建築物
 - (1) 建築場所 諫早市西栄田町1212-1の一部、1202-1、621-1、650-1の一部
 - (2) 建築主住所及び氏名 諫早市西栄田町1212-1
学校法人 鎮西学院 理事長 重松 史郎
 - (3) 用 途 大学
 - (4) 構造及び規模 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造4階建

	建築面積 (平方メートル)	延べ面積 (平方メートル)
申請部分	853.94	3,006.37
申請以外の部分	4,659.24	10,919.08
合計	5,513.18	13,925.45

教育長公告

県立学校職員（実習助手、寄宿舎指導員）採用選考試験（障害者特別採用選考を含む）の実施（公告）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第17条の規定により、令和9年度県立学校職員（実習助手、寄宿舎指導員）採用選考試験を次のとおり実施する。

令和8年6月5日

長崎県教育委員会
教育長 前川 謙介

令和9年度長崎県公立学校に勤務する職員を募集します。

- 1 職 種
 - (1) 実習助手（農業、工業（機械、電気、建築、工業化学）、特別支援）

(2) 寄宿舍指導員

2 募集人数及び出願資格

《A採用（障害者特別採用選考）》

募集職種		募集人数	対象者及び資格
実 習 助 手	特別支援	若干名	①昭和42年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者 ②地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者 ③身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳、精神保健福祉法第45条に定める精神障害者保健福祉手帳及び各都道府県または政令指定都市が発行する療育手帳の交付を受けており、実習助手としての職務遂行が可能な者
	工業 (機械) (電気) (建築) (工業化学)		①昭和42年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者 ②地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者 ③身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳、精神保健福祉法第45条に定める精神障害者保健福祉手帳及び各都道府県または政令指定都市が発行する療育手帳の交付を受けており、実習助手としての職務遂行が可能な者 上記を満たし且つ、以下のいずれかに該当する者。 ア) 募集職種に関係ある学校や学科等を卒業又は卒業見込みの者 イ) 学校、官公庁・地方公共団体その他の公的機関、民間企業等において、募集職種に関係する業務に従事した勤務経験が出願時までに通算3年以上ある者。 ※工業については、出願時に記入された希望の学科（機械・電気・建築・工業化学）の中から任用する。

※上記手帳は、受験申込日及び受験日当日において有効であることが必要です。

《B採用》

募集職種		募集人数	対象者及び資格	
実 習 助 手	特別支援	1名	①昭和42年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者 ②地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者 上記を満たし且つ、以下のいずれかに該当する者。 ア) 募集職種に関係ある学校や学科等を卒業又は卒業見込みの者 イ) 学校、官公庁・地方公共団体その他の公的機関、民間企業等において、募集職種に関係する業務に従事した勤務経験が出願時までに通算3年以上ある者。 ※工業については、出願時に記入された希望の学科（機械・電気・建築・工業化学）の中から任用する。	
	農業	1名		
	工業	(機械)		1名
		(電気)		1名
		(建築)		3名
(工業化学)	1名	計6名		
寄宿舍指導員	1名	①昭和42年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者 ②地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者		

3 出願期間 令和8年6月8日（月）～令和8年7月3日（金）

※当日消印有効 持参の場合は午後5時まで

4 出願手続

(1) 願書用紙の交付

令和8年6月5日（金）から長崎県教育庁教育人事課で交付する。また、長崎県教育庁教育人事課のホームページからもダウンロードできる。

【URL】 <https://www.pref.nagasaki.jp/organization/edu/edu-jinji/>

※郵送希望者は、返信用封筒〔角形2号、返信先を記入し、宛名は「様」付け、140円切手貼付〕を添えて下記へ申し込むこと。

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 長崎県教育庁教育人事課 県立学校人事班

(2) 提出書類

① 願書	写真（縦4 cm、横3 cm）を貼付すること。 ダウンロードする場合は、 <u>両面印刷すること。</u> ※3枚目の提出は不要
② 最終学校の卒業証明書 又は卒業見込証明書	証明書が旧姓の場合は、改姓を証明するものを添付すること。卒業証書は不可。
③ 返信用封筒 [角形2号（24.0cm×33.2cm、糊又は両面テープ付き）]	返信先を記入し、宛名は「様」付け、390円分の郵便切手を貼付すること。 ※第1次選考の結果通知書送付用の封筒となるので、8月上旬に確実に受け取れる住所を記入すること。
④ 障害者特別採用選考申請書 (障害者特別採用選考のみ)	障害者手帳等の写しを貼付し、願書等とともに提出すること。

5 免除申請

令和8年度長崎県立学校職員採用選考試験の2次試験結果に係る通知書（令和7年9月5日付）において「区分Ⅱ合格」と記載されていた者のうち、申請があった者については、第1次試験の筆記試験（一般教養試験）を免除する。ただし、同職種を受験する場合に限る。

【申請手続き】

以下のものを出願期間内に郵送にて提出すること。

- ・4(2)の提出書類
- ・「令和8年度長崎県立学校職員選考試験第2次選考結果に係る通知書（令和7年9月5日付）」の写し

6 加点制度について

下記の募集職種でそれぞれの要件を満たす者については、加点申請により第1次試験に加点する。加点は最大で2項目、合計6点までとする。なお、出願締切の翌日以降に取得見込みの者については、本制度は適用されないので留意すること。

【加点申請ができる募集職種・要件及び加点される点数】

申請要件	募集職種及び加点			
	実習助手			寄宿舍 指導員
	農業	工業	特別支援	
① 高等学校教諭普通免許状「理科」を有する者				
② 高等学校教諭普通免許状「農業」を有する者	3			
③ 高等学校教諭普通免許状「工業」を有する者		3		
④ 高等学校教諭普通免許状「商業」を有する者				
⑤ 特別支援学校教諭普通免許状を有する者			3	3
⑥ 高等学校教諭普通免許状「情報」を有する者	3	3	3	
⑦ 「家畜人工授精師」の免許を有する者	3			
⑧ 「毒物劇物取扱者（一般品目）」の資格を有する者	3			
⑨ 「測量士及び測量士補」の資格を有する者	3			
⑩ ジュニアマイスター顕彰に係わる区分表の区分1・区分2・区分3・別表 における「区分記号」が「B」以上の資格等を有する者 ※1		3または6 ※2		
⑪ 全商情報処理検定1級合格者				
⑫ 「ITパスポート」の資格を有する者				
⑬ 「基本情報技術者」の資格を有する者				

【申請手続き】

出願時の申請に加え、第1次試験当日に、下記の各要件を証明する書類の原本を提出すること。

- ①～⑦については、それぞれの免許状を提出すること。

⑧～⑬については「合格証書」や「認定証」等、その資格を証明するものを提出すること。

なお、免許状や資格に記載された氏名が旧姓の場合は、改姓を証明する書類も提出すること。

※1 ジュニアマイスター顕彰に係わる区分表については、全国工業高等学校長協会ホームページ (<https://zenkoukyo.or.jp/>) を参照すること。

※2 該当する資格を2つ以上有する場合、加点は6点となる（他の要件を含めて合計6点まで）。

7 願書等の提出先

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 ※郵送の場合は、簡易書留とすること。

長崎県教育庁教育人事課 県立学校人事班（長崎県庁行政棟7階）

8 第1次試験

(1) 試験日時 令和8年7月11日（土）午前9時30分～（9時開場）

※一般教養試験免除者については、別途連絡する。

(2) 試験会場 長崎県庁行政棟1階（長崎市尾上町3-1）大会議室A、B、C

※JR・バス・路面電車…長崎駅前から徒歩約10分

※駐車場には限りがあるので、障害者特別採用選考の受験者で申し出た者以外は公共交通機関で来庁すること。

(3) 試験内容 一般教養試験

※一般教養試験の内容は、高等学校卒業程度の一般教養及び募集職種の職員として必要な専門に関する基本的知識。

※工業については、全学科同一の問題とする。

(4) 合格者発表 令和8年7月31日（金）午前10時頃、教育人事課のホームページに合格者の受験番号を掲載し、受験者全員に可否の通知書を発送する。なお、発表日時が変更となる場合は、ホームページ上で連絡する。

9 第2次試験（第1次試験合格者に対して）

(1) 試験日 令和8年8月4日（火）～8月9日（日）適性検査（オンライン）

令和8年8月21日（金）

(2) 試験会場 長崎県庁行政棟3階 ※受付は308会議室で行う。

（長崎市尾上町3-1）

※JR・バス・路面電車…長崎駅前から徒歩約10分

※駐車場には限りがあるので、障害者特別採用選考の受験者で申し出た者以外は公共交通機関で来庁すること。

(3) 試験内容 ①小論文 ②個人面接

(4) 合格者発表 令和8年9月4日（金）午前10時頃、教育人事課のホームページに合格者の受験番号を掲載し、受験者全員に可否の通知書を発送する。なお、発表日時が変更となる場合は、ホームページ上で連絡する。

10 登載・任用

合格者は、長崎県公立学校職員採用候補者名簿に登載し、任用はこの中から選考して行う。

(1) 名簿登載期間

区分	名簿登載期間
I	名簿登載日から令和10年3月31日まで
II	名簿登載日から令和9年1月31日まで

(2) 任用

区分	任用について
I	原則として、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に任用を開始する。
II	(1)の区分IIに示す名簿登載期間に、区分Iの合格者に辞退者が出た場合又は定年退職以外の退職希望者が生じた場合に、区分IIの合格者の中から順に区分Iとして扱い、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に任用を開始する。

(3) 「区分II」の者のうち任用されなかった者は、同職種を受験する場合に限り、令和10年度職員採用選考試験の1次試験の筆記試験を免除する。

11 その他

- 受験票は送付しません。受験番号等は試験当日、試験会場入口・受付で確認してください。
- 試験当日は黒鉛筆（H、F、HB推奨）・消しゴムを準備してください。第1次試験ではマークシートを使用します。
- 不正防止の観点から、スマートウォッチなど通信機能を備えたウェアラブル端末腕時計は不可とする。
- 書類に不備があるものについては受け付けられませんので、注意してください。
- 不明な点は、長崎県教育庁教育人事課 県立学校人事班（TEL 095-894-3358）に尋ねてください。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
二二一
二二一
四一

印刷所
印刷人
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト
クイック
プリン
ト